

湯浅広川消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業 主行動計画（後期）

令和3年6月

はじめに

高齢化や経済の停滞などを背景に、住民ニーズは年々増大し、かつ、複雑高度化しています。厳しい財政状況の下、限られた人材でこれに応えていくことは決して容易ではありません。しかし、そのような中であっても、職員が自分のライフステージに合わせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境づくりを目指し、この計画を策定します。

1. 目的

湯浅広川消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、湯浅広川消防組合消防長が策定する。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況を把握し、職員に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1） 年次有給休暇取得の推進

職員の年次有給休暇の平均取得率を50%（10日）以上の取得を目標とする。

(2) 女性消防吏員の採用の向上

採用試験の受験者数に占める女性割合の目標を10%以上とし、女性消防吏員の割合を全国的な数値目標である5%以上の維持に努める。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

4. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。

(1) 年次有給休暇取得の推進

管理職が、部下の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の指導を行う。また、職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、休暇を取りやすい雰囲気醸成や環境整備を行う。

(2) 女性消防吏員の採用の向上

今後の採用試験に際し、消防庁が行う広報等を活用するとともに、当消防組合でも女性消防吏員として働く魅力やすばらしさをホームページや広報紙を活用し、積極的にアピールをして行くこととする。

おわりに

湯浅広川消防組合において、今後も「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを推進し、職場全体で職業生活と家庭生活に必要な環境づくりに努めてまいります。